**伊豆市　部活動ガイドライン**

**平成30年10月**

**伊豆市教育委員会**

**目　次**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ■「伊豆市　部活動ガイドライン」策定の趣旨 | ……………………１ | |
| ■部活動とは | ……………………２ | |
| １　部活動の意義と目的について |  | |
| ２　部活動への所属について | ……………………３ | |
| ３　部活動の活動日等について |  | |
| （１）活動日等 |  | |
| （２）活動時間 |  | |
| ４　部活動の指導の在り方について | ……………………４ | |
| 【指導５原則について】 |  | |
| 1. 生徒が主人公の部活動 |  | |
| 1. 「体罰や暴言」の禁止を徹底 |  | |
| 1. 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で実施 |  | |
| 1. 安全管理の徹底 |  | |
| 1. 指導者も生徒も達成感をもって取り組める活動 | | …………………５ |
| 【「部活動に係る活動方針」について】 |  | |
| 1. 部活動に係る全体計画 2. 部活動ごとの活動方針 |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |

**■「伊豆市　部活動ガイドライン」策定の趣旨**

　平成30年３月にスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年４月に静岡県教育委員会が「静岡県部活動ガイドライン」を公表しました。

　伊豆市では、前述のガイドラインを踏まえ、中学校・義務教育学校における部活動の方針を「伊豆市部活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として取りまとめました。

部活動には、運動部活動と文化部活動がありますが、どちらも生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とかかわり社会性を育むことができるほか、部活動での教えやそこで経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていくうえでの支えになったりします。さらには、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにする一助にもなり得ます。

　このように、部活動は、本市が目指す「健やかな心身をもつたくましい子」を育成し、豊かな人間形成を図るうえで、魅力ある教育活動だといえます。

　しかし、一方では、運動部・文化部を問わず、活動が長時間にわたり、必ずしも、教師も生徒も十分な休養が取れていない状況があり、教師が未経験の種目を担当する場合も多く適切な指導ができにくかったりするなど、改善すべき課題も多くあります。

　そこで、本ガイドラインは、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、部活動が本来の生徒主体の教育活動として、適切に運営されることを目指しています。

１

**■部活動とは**

　　部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校経営方針に基づいて教育課程と関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動です。

１　部活動の意義と目的について

|  |
| --- |
| ○　部活動の意義は、人間形成に資するものである。  ○　部活動の目的は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に関わる様々な人々や各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化、科学等に親しむことで「健やかな心身をもつたくましい子」を育成することである。 |

【部活動の意義・目的】

　　部活動は、学校経営方針に基づき、計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ、適切に実施されるものである。

　　心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの興味・関心等をより深く追求していく好機であり、すべての生徒が意欲的に活動に取り組める体制によることが求められている。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付けるなど、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

　　また、部活動は、学級や学年の枠を超えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し合い、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与していくものである。集団での達成感を味わうことなどを通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育むことにもつながっていく。

　　なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日ごろの指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人ひとりの取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要である。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切である。

２

２　部活動への所属について

|  |
| --- |
| ○　部活動は生徒の希望による自由参加とし、原則として、生徒が通学する中学校の部活動に所属するものとする。  ○　生徒数の減少等の理由により、チームを結成することができない場合や、生徒が希望する部活動が設置されていなかったりする場合は、特例を設けることにより、生徒の主体的な活動を保障するように努める。 |

３　部活動の活動日等について

|  |
| --- |
| ○　部活動の活動日については、以下の３点を踏まえて設定する。  　①　生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取り組みと適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れる。  　②　学校の「部活動に係る活動方針」に則り、活動日を設定する。「部活動に係る活動方針」の作成に当たっては、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等との調整を図る。  　③　生徒が、休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を確保するよう努める。 |

【活動日等の設定基準】

（１）活動日等

　　①　休養日　　　　　　平日：少なくとも週１日は休養日とする。

週休日（土・日曜日）：いずれか１日は休養日とする。

　　②　１日の活動時間

平日：長くとも２時間程度とする。

週休日（土・日曜日）：原則３時間程度とする。

　　③　長期休業中

　　　　　長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家庭・地域で過ごす時間等を確保することに配慮し、生徒にとって無理のない適切な活動計画を立て、実施するものとする。

　　④　大会（中体連・中文連及び各種団体主催大会等）期間中の活動

　　　　　まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した活動日数や時間については、休養日や活動時間をほかの日に（原則として、１週間以内に）振り替えるなど、適切に実施すること。

　　⑤　総合防災訓練日は、部活動は行わないこと。

（２）活動時間

　　①　部活動は、学校で定められている下校時刻までの活動とする。

　　②　平日と週休日等を合わせた年間合計活動時間は、１年間の平均が月45時間程度までとする。

３

４　部活動の指導の在り方について

|  |
| --- |
| ○　指導５原則（生徒が主人公、体罰暴言禁止、過度にならない活動量、安全管理の徹底、生徒も指導者も達成感を実感）を遵守する。  ○　部活動の指導においては、生徒が自分の良さや可能性を自覚し、持てる力を十分に発揮できるよう、生徒の主体的かつ意欲的な取り組みを支援する。  ○　指導者は、生徒の主体的かつ意欲的な取り組みを支援するための基礎づくりとして、生徒との信頼関係を築くことや、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努める。  ○　各学校では、教育課程との関連を図り、教職員や関係者等の共通理解のもとに、部活動を実施する。  ※各学校は「部活動に係る活動方針」を作成する。 |

【指導５原則について】

（１）生徒が主人公の部活動

　　　部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。

　　　過度の練習による傷害（スポーツ障害）や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないようにしなければならない。そのためには、生徒の人間的な成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、「生徒が主人公」の部活動にしていくことが必要である。

（２）「体罰や暴言」の禁止を徹底

　　　体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為である。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものであり、学校教育に対する信頼が失われることと強く認識し、これらの行為をすべて禁止する。

（３）発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で実施

　　　心身の発達、健全に成長を促すための部活動は、科学的根拠に基づき適切に行われる必要がある。心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負荷とならないよう、校長のリーダーシップのもと、適切な活動日数や活動時間を定め、指導者間で意思統一を図って行うことが必要である。

４

（４）安全管理の徹底

　　　学校は、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期さなければならない。また、生徒の発達段階や健康状態、気温などの環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定する必要がある。さらに、用具や施設の不備が事故につながらないように、点検・管理等の徹底を図ること。

（５）指導者も生徒も達成感をもって取り組める活動

　　　部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて、見出した課題を克服するために自ら方法を工夫したり、体力・技術等の向上のために挑戦したり、問題を解決するために協力したり、学年を超えた連帯感を高めたりするなど、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感は、生徒自身にゆるぎない自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くことにもつながる。また、指導者は、生徒の人間的成長を実感することで達成感を得られるような指導内容を模索し、部活動の指導に携わらなければならない。

５

【「部活動に係る活動方針」について】

（１）部活動に係る全体計画

　　　部活動に係る全体計画には、本ガイドラインに沿って次の項目を明確に記載し、各学校が、毎年、作成するものとする。

1. ねらい
2. 活動日
3. 設置部活動
4. 指導者
5. 所属する生徒数
6. 完全下校時刻
7. 年間計画

（２）部活動ごとの活動方針

　　　部活動に係る全体計画に沿って、次の項目を明確に記載し、年間の指導計画を策定する。

1. 指導方針
2. 目標
3. 指導者及び生徒数等
4. 年間指導計画

　　　⑤　　部費等

５